

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うもの**です。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- 子どもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

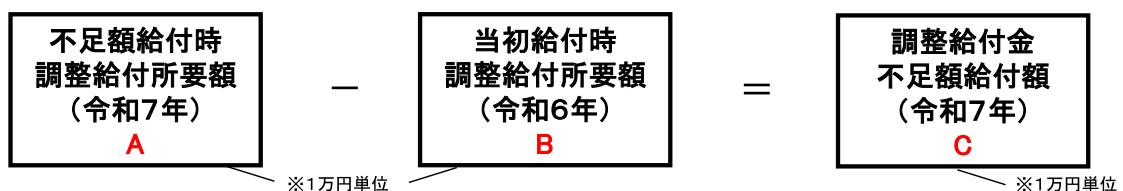
II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（=本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



【当初給付時(令和6年)】

給付不足額 → C 不足額給付額
（令和7年）

当初給付時調整給付所要額
(令和6年)
B

調整給付金不足額給付額
(令和7年)
C

※1万円単位

【不足額給付時(令和7年)】

1万円単位への切上げ額

所得税分定額減税しきれない額
(R6実績値)

個人住民税所得割分定額減税しきれない額
(R6実績)

A

不足額給付時(令和7年)所要額

※1万円単位

B
当初給付時(令和6年)所要額
※1万円単位

1万円単位への切上げ額
所得税分定額減税しきれない額
(R6推計値)

個人住民税所得割分定額減税しきれない額
(R6実績)

※1万円単位

※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額180.5万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。